#### 発 行 所 長野県保険医協会

〒 380-0928 長野市若里 1-5-26 電話 026-226-0086 FAX 026-226-8698

E-mail nagano-hok@doc-net.or.jp 年間購読料 3,600円 会員の購読料は会費に含まれています



2023 年 (令和5年) 4 月 25 日

No.506 (毎月1回25日発行)

# (1990年6月22日第三種郵便物認可)

2023年度活動方針…2~4面、歯科厚労 省要請…5面、外来データ提出加算/歯の 何でも電話相談…6 面、歯科技工士会懇談 …7 面、理事会便り / 保険かわら版…8 面

県保険医協会は 3月21日(火)に 44 第 44 回定期総会を 松本市アルピコプラ ザホテルにて開催し た。Web参加も可 能とし、総会議事に 12名、記念講演に 111 名が参加した。

> 記念講演は小諸市 出身の経済ジャーナ リスト、荻原博子氏 を講師に、「危機に直 面する日本の医療」 のテーマで開催した。

総会では原寛美会 員を議長に選出し、

医科7名、歯科3名の物故会員に黙祷 を捧げた後、議事に入った。

第1号議案2022年度活動報告を池 上副会長、第2号議案2023年度活動 方針を奥山副会長が提案し、原案通り 可決。

第3号から第5号の▽2020年度決 算報告▽ 2021 年度補正予算▽ 2022 年度予算の3議案を市川副会長が一括 提案し、それぞれ原案通り可決された。 第6号議案では役員補充について三 田副会長が提案、原案通り可決され議 長を務めた原会員が2023年4月より 理事となる。

第7号議案の決議案は7項目を林副 会長が提案し、原案通り決議を採択し た。可決された活動方針、決議につい

> ては2面以降 を参照。なお、 決議は内閣総 理大臣、関係 大臣、地元選 出国会議員に 送付した。



賛成多数で採択される

# 新型コロナ 5月8日から5類移行 特例措置、公費が大幅変更

新型コロナウイルス感染症の感染症 法上の位置づけが5月8日より2類相 当から5類へ変更されることに伴い、 公費、特例等の取扱いが変更となる。 5類移行後の変更点の概要は右段の表 の通り。なお、変更後の点数など具体 的な取扱いについて、医科開業医会員 には本紙に資料を同封したので併せて 参照されたい。

#### 臨時的取扱いの廃止

2023年3月30日以前に発出され た新型コロナに係る「診療報酬上の臨 時的な取扱い」は、5月8日以降は全 て廃止される。

5月8日以降は、3月31日及び4

月6日に発出された、新型コロナの 位置づけ変更に伴う診療報酬等の取扱 いを示した事務連絡が適用される。こ れに伴い、これまで特例措置として算 定していた点数について、廃止、変更 となるものがあるので留意されたい。

#### 新型コロナ関連医療費は原則自己負担

5月8日以降は公費の扱いは大きく 変更され、新型コロナ関連の医療費は 検査も含め原則自己負担となる。なお、 新型コロナ治療薬の薬剤料(全額)及 び入院の自己負担を一部軽減する公費 支援が設けられる。

### 電話診療に係る特例の廃止

人工的

コロナ禍の特例として認められてき

づくりなどと言わなくとも人は

いけば誰もが慌てふためき、健

わりじわりと溶けてなくなっ

## 新型コロナ5類移行に伴う5月8日以降の主な変更点(概要)

- (1) 2023 年 3 月 30 日以前に発出された新型コロナに関する「診療報酬上の臨 時的取扱い」は全て廃止
- (2) 5月8日以降は2023年3月31日及び4月6日に発出の新型コロナの位置 **づけ変更に伴う臨時的な取扱いの事務連絡が適用**される

#### (3) 医療費は原則自己負担化

ただし、以下2つの特例が設けられる

①新型コロナ治療薬(※1)の薬剤料は、公費支援を一定期間(※2)継続 ②新型コロナ治療のための入院医療費について、一定期間(※2)高額療養費 制度の自己負担限度額から原則2万円を減額した額を自己負担の上限とする ※ I:経口薬 (ラゲブリオ、パキロビット、ゾコーバ)、点滴薬 (ベクルリー)、 中和抗体薬(ゼビュディ、ロナプリーブ、エバシェルド)

※2:9月末までの措置。その後の取扱いについては別途対応を検討

#### (4) 検査も原則自己負担化

ただし、重症化リスクが高い者が多く入院・入所する医療機関、高齢者施設、 障害者施設等で陽性者が発生した場合、周囲の者への検査や従事者への集中的 検査を都道府県等が実施する場合は、行政検査として取り扱う

なお、診療報酬の特例として小児科外来診療料等、検査が包括される点数を 算定する患者に対して、新型コロナ検査を実施した場合の検査実施料と判断料 は引き続き算定できる(この場合、一部負担金は徴収する)

- (5)「<mark>電話や情報通信機器を用いた診療等に係る特例」は7月 31 日で廃止</mark>
- (6)<u>応召義務</u>について、<u>患者が発熱等の症状を有している</u>又は<u>新型コロナ(疑い</u> <u>含む)であることのみを理由とした診療の拒否は「正当な事由」に該当しない</u>
- (7)「診療・検査医療機関」の名称を「外来対応医療機関」に変更
- (8) **ワクチン接種は公費支援が継続し、自己負担なし**(2024 年 3 月 31 日まで)
- (9) 施設基準の特例について見直しが行われ、これまでの設けられた特例が終了、 **縮小される。**人員配置や診療実績の基準を緩和する等一部に特例については経過 措置が設けられ、段階的に終了する

の舵取りは、

いまだ迷走している。

で自

分の歯で食べるという目標へ

た、「電話や情報通信機器を用いた診 療に係る特例」については、7月31 日で終了となる。

なお、電話診療等での在宅療養指導 管理料の算定など一部の特例について は5月7日で廃止されるので留意さ れたい。

#### 応召義務の取扱いの整理

5月8日以降、新型コロナに関する 応召義務については、患者が発熱や上 気道症状を有している▽は新型コロナ に罹患している若しくはその疑いがあ るということのみを理由とした診療の 拒否は「正当な事由」に該当せず、患

者を受け入れるための適切な準備を行 うこととされた。

それでも診療が困難な場合には、少 なくとも対応可能な医療機関への受診 勧奨(対応可能な医療機関に依頼する ことや、患者に対応可能な医療機関を 伝えることなど)を行う。

#### 「外来対応医療機関」へ名称変更

「診療・検査医療機関」の名称が「外 来対応医療機関」に変更される。指定・ 公表の仕組みは継続される。 また て れまであった時間外加算等の特例につ いては、外来対応医療機関のみに取り 扱いが限定される。

わされないように、医療と健康を ルにはるか及ばないと身に染みる じないのだ。 託された人たちには、 だに世の通りである。◆医療と介 な入れ歯などが、 あろう。しかし自らの口の中はよ 必死に身を守る行動に突き進むで は、 寿命が短命となること、 みさえも相当最後のほうまで感 は、ヒト、 同時改定がすぐそこに迫って からないし、 失ってからというのがいま 絵に描かれた未来の餅に惑 十分な予防と健康の構 歯を失えば確実に健 モノ、お金、 自らのオリジナ 見えないのだ。 必死に護っ

める上で障害となっている。手足 りを という大目標がこれまた不安ばか しみすぎた。この名称も予防を勧 る摂食を損なう重大な疾患である ◆もう元には引き返せないとして れ 治療体制・医療機関連携(統合)」 かかわらず、 が生命維持のための基本であ 推進」「予防医療の推進」「遠 かきたてる。 '削減政策が「ジェネリッ あまりに慣れ親 虫歯・歯周病、

代とともに虫歯は減少傾向になる とっ 科 減らす予防対策に予算を 高齢化社会の中で最後ま 医師を 洪水 やした国もあった。時 底した虫歯そのもの 時代にあって、 増産する対策 界に

虫